

沿道掘削施行協議書作成要領

協議書記載要領

- 1) 年月日については、提出年月日とすること。
- 2) 協議先については、各建設事務所長とすること。
- 3) 協議者については、住所、法人名、氏名(代表者)、現場担当者名及び連絡先を記入すること。押印は不要です。

なお、協議者は原則として沿道区域の管理者ですが、工事請負者名で協議する場合は、沿道区域の管理者の委任状を添付すること。

- 4) 工事名については、「〇〇ビル建築工事」など具体的に記載すること。
- 5) 掘削場所については住居表示で記載すること。
- 6) 掘削範囲について

(1) 掘削延長

掘削場所の隣接境界杭間(いわゆる間口の長さ)の距離を記入すること。

ただし、敷地内の一部を掘削するときは、山留め延長とすること。

(2) 掘削深度

現地盤(GL)からの根切りの深さとすること。また、根切りの深さが複数になるときは、それぞれの深さを記入すること。

- 7) 掘削期間については、杭打ちから埋め戻しまでの期間とすること。

2 添付図書 (別紙に詳細あり)

各建設事務所の係員の指示に従い、次の図書を作成し添付すること。

なお、図面の大きさはA4サイズ(大きな図面はA4サイズに折ること)にすること。

委任状、誓約書、建築仕様概要、掘削工事仕様書、平面図(配置図)、山留計画図、山留計算書、現況写真、工程表、建築確認通知書写、引照点詳細図、案内図、その他

3 提出部数

3部

協議書(3部複写)に各図書を添付すること。

連絡先

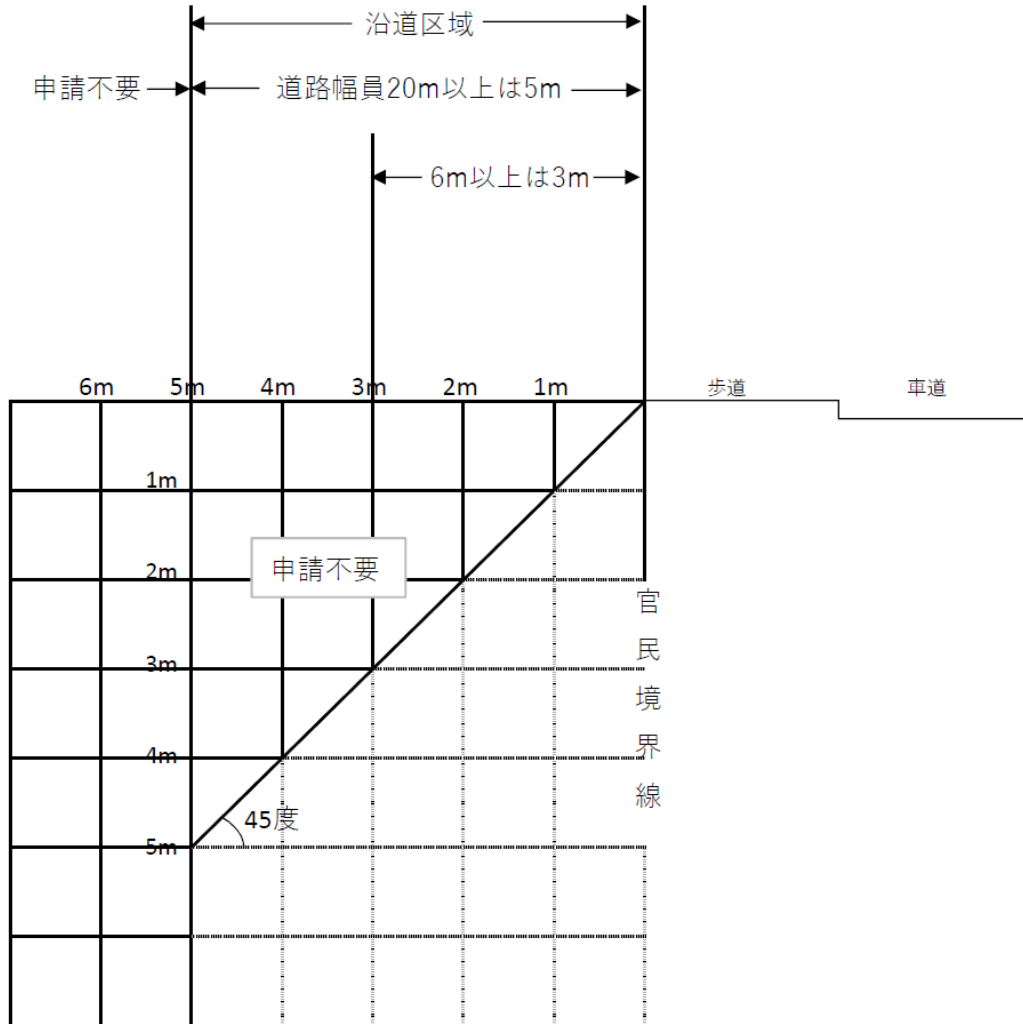
〒120-0025
東京都足立区千住東2-10-10
東京都第六建設事務所管理課占用担当

TEL 03-3882-1232(ダイヤルイン)
FAX 03-3882-1228

MAIL S8000420@section.metro.tokyo.jp

※メールの件名に『占用担当〇〇宛て：●●●●●』と記入してください。

沿道掘削申請基準



※沿道区域

- 1 幅員：6m未満の道路⇒道路幅員の2分の1
- 2 幅員：6m以上20m未満の道路⇒ 3m
- 3 幅員：20m以上の道路⇒ 5m

【添付図書】

都道の沿道区域を掘削する時は、道路に影響が出ないように、施工内容等について事前に道路管理者と協議してください。

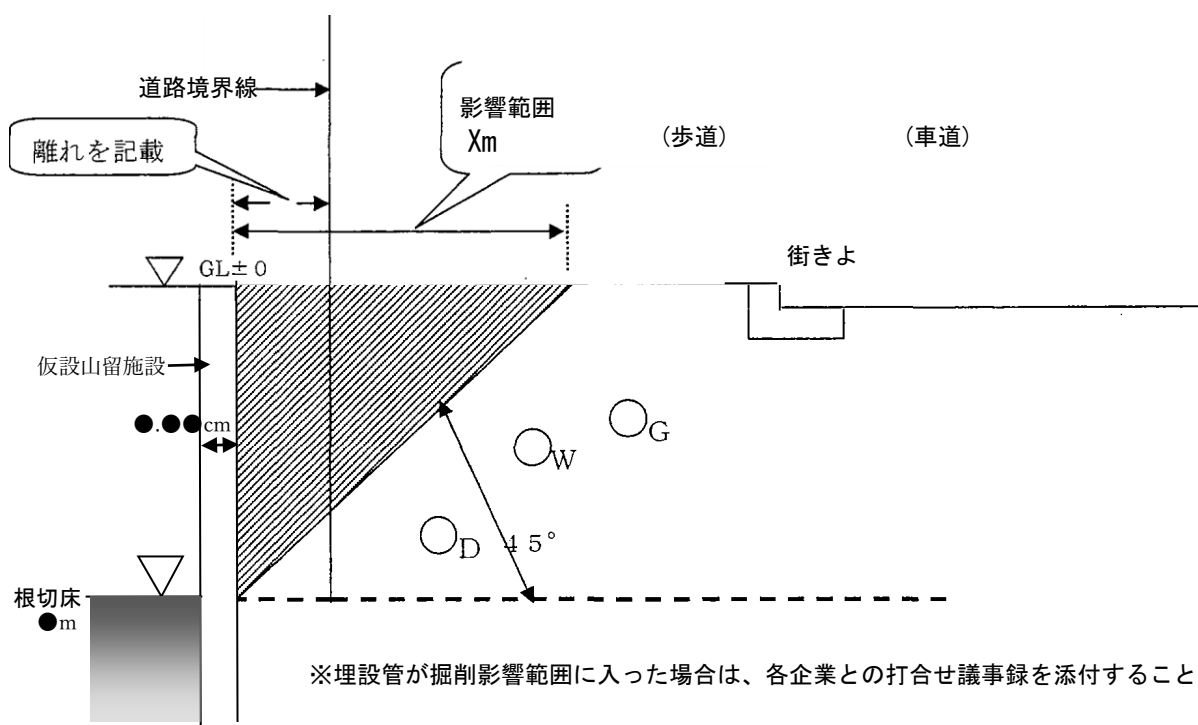
※各図面には、道路境界線(赤の実線)及び沿道区域線(赤の一点鎖線)を表示してください。

※インデックスを付けてください。

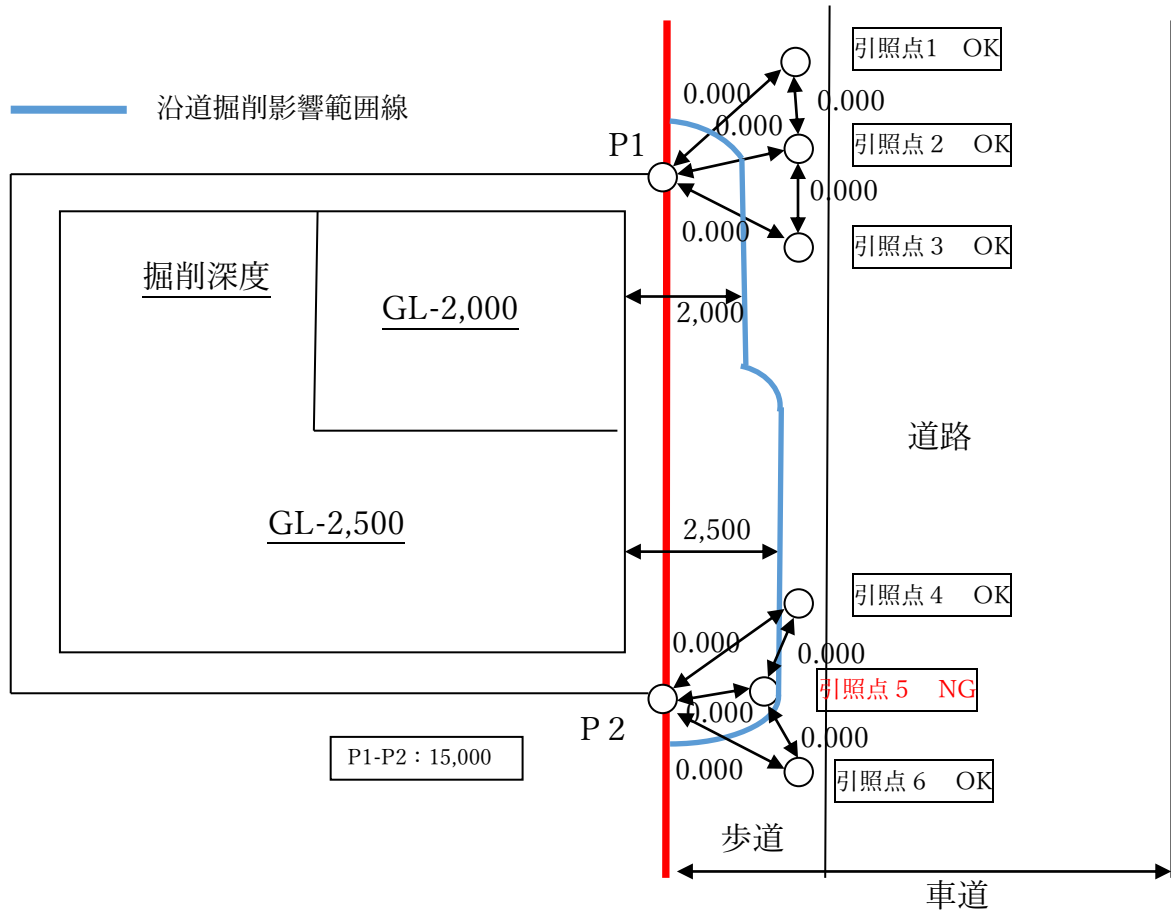
インデックス番号

- ↓ □目次
- ① □委任状………**施主に代わり工事請負者名で協議する場合は委任状が必要**
- ② □誓約書
- ③ □案内図………1500～5000分の1程度の縮尺図にマーキングすること
- ④ □建築確認通知書写…**確認がおりていない場合は、受理証明でも可**
- ⑤ □建築仕様概要
- ⑥ □掘削工事仕様書…**山留めの残置の有無、引き抜く場合はその工法を記載すること
排水処理方法を記載すること**
- ⑦ □道路境界確認協定書等写
《入手先》 「土地境界図」 ……第六建設事務所管理課道路台帳担当
※都市計画道路事業中かつ用地買収済みの場合は「地積測量図」……法務局出張所
- ⑧ □建物配置図
- ⑨ □現況写真………**周囲の状況が把握でき、舗装止の境石の状況がわかるもの**
- ⑩ □山留計画図
- ・**山留めと道路境界の離隔は10cm以上確保することが望ましい**
道路境界未査定の場合は必ず10cm以上確保すること
ただし、道路境界確定済みの場合は 5cm以上確保すること
 - ・山留めと道路境界線の離隔が最も狭いところの数値を図面に記載すること
- ⑪ □土質柱状図………近傍地のデータで可
- ⑫ □山留構造計算書……**自立山留の根入長計算は、 $\frac{2.0}{\beta}$ とすること**
山留め天端(GL)でのたわみは3cm以下となるように計画すること
- ⑬ □工程表………協議回答以前の杭打ち工程は不可
埋め戻しの時点が明確にわかるようにすること
- ⑭ □地下埋設物状況図……**平面図・断面図(【掘削影響範囲】参照)**
《入手先》 各企業者(東電、東ガス、水道、下水道、NTT)
または
道路台帳担当:埋設台帳(写)の請求可(有料)
- ⑮ □引照点詳細図………引照点は工事完了時まで変動しない掘削の影響範囲外に設けること
(【引照点詳細図例】参照)
- ・「土地境界図」記載の境界点の標示物が現地にある場合は、その標示物を引照点として使用すること
 - ・「土地境界図」がない場合は、現況道路構造物(舗装止め境石等)の位置から道路境界線図を作成し、その位置から引照点図を作成すること
 - ・引照点の位置は、影響範囲外の道路構造物等(街きょブロック、植樹マスの縁石等)とすること
 - ・引照点は道路境界点(P点)に対し、各3点設置すること
 - ・道路境界点(P点)の間が20m以上離れている場合は、その中間に任意の点を設けて引照点を設けること
 - ・各点間の距離を記載すること
 - ・その他、現況道路構造物(舗装止め境石等)がなく沿道区域の確認ができない場合は、相談すること
- ⑯ □引照点写真
- ・写真は全景と各引照点の写真とする
 - ・起点～終点が1枚でわかるように計測中の写真を撮ること
 - ・メジャーのメモリが映るように、終点の箇所をアップで撮ること
 - ・境界点の標示物、引照点等の写真は、それ自体が確認できること(ペイント等をする)
 - ・写真に各引照点の種別(キザミ、鋳等)の表示をすること
- ⑰ □平面図(地下1階のみ)
- ⑱ □立面図・断面図・基礎伏図・杭伏図等

【掘削影響範囲】 山留計画断面詳細図



沿道掘削引照点図(作成例)



※留意点【引照点図】

- 道路境界線は赤色で図示すること。
- 影響範囲を図示すること。
- 各引照点間及び境界点間、境界点－引照点間の距離を明記すること。
- 境界点間が20mを超える場合は、中間に任意の点を一点設けること。
- 境界点や各引照点は、石杭や金属鋏の矢印方向がわかる近景と現況ポイントがわかる写真を添付すること。
- 引照点は、歩道舗装部、マンホールの蓋、切り下げ部等、動く可能性のあるものには設定しないこと。

